

2022年4月1日

「一般社団法人日本社会福祉学会研究倫理規程」違反行為について

一般社団法人日本社会福祉学会  
会長 木原 活信

本職は、2021年12月に「日本社会福祉学会研究倫理規程」（以下「倫理規程」と略す）における遵守義務に対する「違反行為」を行っているのではないかとこの会員からの申し立てを受け、日本社会福祉学会研究倫理委員会（以下「委員会」と略す）に対し、日本社会福祉学会の「研究倫理規程に対する違反行為への調査および処分に関する規程」（以下「調査処分規程」と略す）第5条に基づく調査を諮問しました。

委員会が調査実施するなかで、倫理規程第14条にいう「二重投稿」とみなされる行為があり、本人も間違いがあったことを認められました。

日本社会福祉学会研究倫理規程の第2条では、「会員は、本研究倫理規程に則り、研究活動において良識と知的誠実さ、倫理が要請されることを自覚して行動しなければならない。」と研究倫理の遵守義務を規定しています。

これを受けて、本職は、不服申し立ての機会を提供したうえで、2022年4月1日付けをもって、本人に対し文書による嚴重注意をしました。

二重投稿は編集委員会業務や査読の努力を無に帰す行為であり、決して認められるものではありません。会員の皆様におかれましても、今後、同様の違反行為が起これないように、研究倫理に関する注意を喚起すると共に、「倫理規程」の遵守をお願いいたします。